平成２４年（フ）第６１４号
神奈川県小田原市堀之内112番地　神場アパート201号室、前住所神奈川県小田原市栢山1931番地の２
債務者　星　　涼太
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６３６号
神奈川県足柄上郡開成町金井島798番地２、前住所神奈川県足柄上郡大井町金子1755番地13
債務者　岩波　秀治
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６３７号
神奈川県足柄上郡開成町金井島798番地２、前住所神奈川県足柄上郡大井町金子1755番地13
債務者　岩波　直子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４７４号
新潟市中央区東堀通13番町3026番地　若葉荘204号
債務者　有田　和良
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２６９号
京都府久世郡久御山町佐古外屋敷166番地２
債務者　中林　高恵
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３１２号
京都市西京区嵐山茶尻町18番地10
債務者　三島　麻衣
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３７５号
京都市伏見区羽束師菱川町554番地　レオパレスｃａｓｔｅｌｌｏ101号
債務者　佐野　恭正
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２４９号
香川県高松市浜ノ町60番67　19ビル216号
債務者　池上　誠二（旧姓濱中）
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第６７５号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷４丁目１番８号
債務者　菅野あおいこと　菅野　　徹
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６８８号
千葉県鎌ケ谷市右京塚１番18号　ビクトリーマンションＫＥＩ207
債務者　藤澤　洋子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７１９号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目２番22号メゾンルネッサンス303号
債務者　角野　勝広
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７０号
栃木県塩谷郡塩谷町大字大宮1258番地３
債務者　若井田信恵（旧姓北島）
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月17日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第５１１号
静岡県浜松市西区村櫛町4375番地
債務者　湯澤喜美恵
1　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２５６号
釧路市愛国西２丁目６番15号　栄ハウス２階
債務者　村上　貞江
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月23日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第４２号
岩手県二戸郡一戸町平糠字高間木13番地３
債務者　高間木里見
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前11時50分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２４年（フ）第２４３５号
横浜市旭区笹野台２丁目30番１―106号
債務者　佐川　達郎
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月23日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部